

1 4 災害時応援協定  
オ 水道事業協同組合  
【上田地域】

災害時等の応急措置に関する協定

上田市長 平尾 哲男（以下「甲」という。） 上田市上下水道事業管理者 田口 邦勝（以下「乙」という。）と上田市上下水道事業協同組合理事長 矢野 幸三郎（以下「丙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上田市地域防災計画に定める事項又は事故等により、甲又は乙が丙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、前条の規定により応急措置を実施する必要が生じた場合は、丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- (1) 災害等の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 丙は、甲又は乙から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲又は乙の現地責任者の指示を受け要請に従って、応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、丙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙丙協議のうえ定める額を甲及び乙が負担する。

2 前項の規定により、甲及び乙が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲又は乙は、丙が第3条の規定により応急措置従事中に災害を受けたときは、上田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第36号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 丙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 丙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲又は乙に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの応援に従事した時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間数
- (5) その他必要な事項

2 甲又は乙は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、丙に対し速やかに協力要請の解除を通知するものとする。

(費用等の請求)

第9条 丙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲又は乙の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲又は乙は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成13年6月19日から平成14年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲、乙又は丙から何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙三者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年 6月19日

甲 上 田 市 長

平 尾 哲 男 印

乙 上田市上下水道事業管理者

田 口 邦 勝 印

丙 上田市上下水道事業協同組合理事長

矢 野 幸三郎 印